

「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」の改正について

令和2年7月31日
新型コロナウイルス感染症広島県対策本部

新型コロナウイルス感染症広島県対策本部では、令和2年7月31日に「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」を別紙のとおり改正しました。

この対処方針に基づき、引き続き、感染拡大の防止を図ります。

1 改正の概要

(1) イベントの開催条件について（令和2年9月1日以降は後日改正）

イベントの開催条件の一つとして、現在5,000人以下としている人数上限について、県内の感染状況や国の対処方針を踏まえ、8月末までは、変更しないこととしました。

屋内	5,000人以下、かつ収容定員の半分以下の人数にすること。
屋外	5,000人以下、かつ人ととの距離を十分確保できること（できるだけ2m）。

(2) 飲食店などにおけるクラスター発生防止に向けた取組について

飲食店での感染拡大や若年層の感染が増えていることから、飲食店におけるクラスターの発生防止の取組を進めます。

ア 飲食店などにおけるガイドライン順守の徹底などに向けた取組（行政の取組）

- クラスターの発生防止のため、事業者に対して、感染防止のための業種別のガイドラインの普及と順守徹底を図り、対応状況を確認していくこととしました。
- クラスターなど感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合は、感染拡大防止の観点から店舗名を公表します。
- ガイドラインに沿った感染防止策が適切に講じられていなかったことが感染の要因と考えられる場合は、具体的にその対応を公表して感染防止策の徹底につなげまいります。

イ 県民の皆様に対する要請（新規の要請など）

- 飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えてください。
- 参加者の名前や連絡先が把握できない状態での大人数での会食や飲み会は避けください。
- 会食などで飲食店を利用する場合は、感染防止策に積極的に取り組む「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用してください。

ウ 事業者の皆様に対する要請（新規の要請など）

- 従業員の皆様に、会食などで飲食店を利用する場合は、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」などの店舗を利用するように促してください。

- 従業員の皆様に、飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えるよう促してください。
- 飲食関連事業者の皆様には、ガイドラインなどに基づき、感染防止策を講じるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」として宣言してください。

(3) その他

令和2年7月21日に発表した「感染拡大に対する警戒強化宣言」（広島積極ガード宣言）を本対処方針の中に位置付けました。

2 適用日

令和2年8月1日